

省エネルギー行動研究会規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、省エネルギー行動研究会と称する。

第2条 (目的及び活動)

本会は、エネルギー利用の高効率化と地球環境保全に寄与するため、人間の行動や意志決定に注目した省エネルギー行動の普及促進ならびに啓発を目的とし、その目的に資するため、次の活動を行う。

- (1)省エネルギー行動に関する調査研究、及び政策提言。
- (2)省エネルギー行動に関する知見共有、及び普及促進の課題解決に向けた検討を行うための分科会開催。
- (3)国内外への情報発信、及び情報共有促進。
- (4)その他、省エネルギー行動の普及促進のために必要な活動。

第2章 運営会議

第3条 (運営会議の設置)

省エネルギー行動研究会の業務の適切かつ円滑な運営を図るため運営会議を置く。

第4条 (運営会議の構成)

運営会議は、省エネルギー行動研究会委員(以下、委員という)をもって構成し、委任状を含み過半数の委員の出席により開催する。

2. 運営会議の議長は、原則として省エネルギー行動研究会会長が務める。
3. 運営会議の議事は、委任状を含み出席した委員の過半数で決する。

第5条 (運営会議の審議事項)

運営会議は次の事項を審議する。

- (1)省エネルギー行動研究会会長の選任
- (2)省エネルギー行動研究会委員の選任
- (3)各年度の事業計画
- (4)各年度の事業報告
- (5)その他本会に関する重要事項

第6条 (委員以外の参加資格)

会長及び委員以外の者は、運営会議の承認により運営会議に出席することができる。

第7条 (委員資格の喪失)

以下のいずれかに該当したときは委員資格を喪失する。

- (1)退会したとき。
- (2)除名されたとき。

第8条 (除名)

委員が以下のいずれかに該当する場合、運営会議において出席委員の2／3以上の議決によりこれを除名する事ができる。

- (1)規約に違反し、本会の運営を阻害したとき。
- (2)本会の名誉を毀損し、または著しく秩序を乱したとき。

第3章 役員および委員の任期

第9条（役員数）

本会は、次の役員を置く。

会長 1名

第10条（権限）

会長は本会を代表し、会務を総括する。

第11条（会長の選任等）

会長は、委員の互選とする。

第12条（委員の任期及び選任）

委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 委員の異動などに伴い選任された委員の任期は、退任する委員の残任期間とする。新たに選任された委員の任期もこれに準ずる。

第4章 分科会

第13条（分科会）

本会の活動に必要な場合、運営会議の承認を得て、分科会を設置することができる。

第5章 会計

第14条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 事務局

第15条（事務局）

本会の事務を処理するために、事務局を置く。

附則

1. この規約の規定は、運営会議の承認を得た日から効力を発する。
2. 本会の設立当初の会計年度は、第5章第14条の規定にかかわらず、本会の設立の日から翌年の3月末日までとする。

省エネルギー行動研究会
平成26年6月20日制定
平成28年4月18日改正